

板橋区大規模建築物等指導要綱細則一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○板橋区大規模建築物等指導要綱細則 第1条～第12条（省略）</p> <p>（地震等の際の災害対策） 第13条 要綱第14条第1項第4号による「その他適切な措置」とは、強化ガラス・合わせガラスの使用、ガラスの全面に飛散防止フィルムを貼付すること。 2 事業者は、入居者が家具の転倒防止対策を利用できるよう適切な処置（<u>ピクチャーレール、鴨居等</u>）を施すこと。</p> <p>（防災対策） 第14条 要綱第15条の規定による防災施設は、次に定める基準により設置し、自主管理すること。 (1) 防火貯水槽 <u>ア 消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）により、常時の貯水量が40t（立方メートル）以上を有すること。</u> <u>イ マンホールには、落下防止金具を取り付けること。</u> (2) <u>防災掲示板（地震編・水害編）</u> <u>ア 災害時に入居者が安全かつ、確実に避難できるように、エントランスホール等の入居者が見やすい場所に設置すること。</u> <u>イ 出入口が複数ある場合は各出入口に設置すること。</u> (3) <u>災害用トイレ</u> <u>ア 組立式仮設便所（マンホール式・ため込み式）または簡易トイレを確保し、倉庫等に段ボール箱のまま保管すること。</u> <u>イ 必要数は次の計算のとおりとし、小数点以下は切り上げること。</u></p>	<p>○板橋区大規模建築物等指導要綱細則 第1条～第12条（省略）</p> <p>（地震等の際の災害対策） 第13条 要綱第14条第1項第4号による「その他適切な措置」とは、強化ガラス・合わせガラスの使用、ガラスの全面に飛散防止フィルムを貼付すること。 2 事業者は、入居者が家具の転倒防止対策を利用できるよう適切な処置（<u>鴨居、下地処理等</u>）を施すこと。</p> <p>（防災対策） 第14条 要綱第15条の規定による防災施設は、次に定める基準により設置し、自主管理すること。 (1) 防火貯水槽は、<u>消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）により、常時の貯水量が40立方メートル以上を有すること。</u> <u>なお、マンホールには、落下防止金具を取り付けること。</u> (2) <u>災害時避難場所案内板は、災害時に入居者が安全かつ、確実に避難できるように、エントランスホール等の入居者が見やすい場所若しくは、出入口が複数ある場合は各出入口に設置すること。</u> (3) <u>災害用仮設便所は、入居者が災害時に応急便所として使用するため、組立式の仮設便所を確保し、倉庫等に段ボール箱のまま保管すること。</u> <u>なお、確保する数は次の計算のとおりとし、小数点以下切り上げること。</u></p>

災害用トイレの種類	必要数
組立式仮設便所	計画人口÷50人(基)
簡易トイレ	計画人口×5回×7日分(個)

※ 計画人口は、小規模住戸の場合は戸数×1人、小規模住戸以外の場合は戸数×3人として計算すること。

※ 小規模住戸とは、東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例（以下「小規模住戸集合建築物条例」という。）第2条第2号の住戸をいう。

2 前項の規定にかかわらず、事業地区域付近に消防水利が充足している場合は、防火貯水槽の設置等について地域防災支援課と協議すること。

第16条～第37条（省略）

付 則（省略）

付 則（令和4年6月16日決定）

- 1 この要綱細則は、令和4年6月16日から施行する。
- 2 この要綱細則は、令和4年4月1日から適用する。

付 則（令和7年12月4日決定）

この要綱細則は、令和8年4月1日から施行する。

ア ファミリータイプ(小規模住戸以外) = (戸数×3人/戸) ÷ 75人/基

イ 小規模住戸 = (戸数×1人/戸) ÷ 75人/基

※ 小規模住戸とは、東京都板橋区小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例（以下「小規模住戸集合建築物条例」という。）第2条第2号の住戸をいう。

2 前項の規定にかかわらず、事業地区域付近に消防水利が充足している場合は、防火貯水槽の設置等について地域防災支援課と協議すること。

第16条～第37条（省略）

付 則（省略）

付 則（令和4年6月16日決定）

- 1 この要綱細則は、令和4年6月16日から施行する。
- 2 この要綱細則は、令和4年4月1日から適用する。